

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 清水 一郎

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

平素より当協会の運営に対しまして格別のご理解ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局より、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針」ほか3件の処理方針等の一部改正について、下記のとおり通達がありましたので、その旨ご承知おきいただくとともに、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

なお、今回のこれら処理方針等の改正は、「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会」において旅客/貨物自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために具体的に講ずべき事項等に関する措置内容がとりまとめられたこと及び自動運転車を用いた自動車運送事業の進展が見込まれることを踏まえ、旅客/貨物自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者が自動運転車を用いて運送を行う場合に講ずべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を規定するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）等について所要の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることを受けたものです。

記

区分	一部改正された処理方針等の名称(通達番号)	今回の改正通達(番号)
別紙 1	自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について(平成29年12月7日付け国自旅第215号の2)	「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について(令和5年3月31日国自旅第568号の2)
別紙 2	福祉有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年11月27日付け国自旅第317号)	福祉有償運送の登録に関する処理方針について(令和5年3月31日国自旅第567号の2)
別紙 3	交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年11月27日付け国自旅第316号)	交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(令和5年3月31日国自旅第566号の2)
別紙 4	自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて(平成18年9月15日付け国自総第271号、国自旅第118号、国自整第69号)	「自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について(令和5年3月31日付け国自安第158号の2、国自旅第565号の2、国自整第277号の2)

【問合せ先】

(公社)日本バス協会業務部 松浦  
電話: 03-3216-4014